

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成30年3月14日（水）午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員（五十音順，敬称略）

青木晋，大竹寿幸，岡田幸之，小野田悟，折井純，木元和子，斉藤明義，大門匡，辻川靖夫，西村尚芳，野間万友美，松田京子，和田芳子

### 第4 テーマ

最近の少年非行の特徴と家庭裁判所が行う教育的措置

### 第5 議事

#### 1 基本説明

（委員長）

本日のテーマは、「最近の少年非行の特徴と家庭裁判所が行う教育的措置」です。

当委員会では、過去にも、少年非行や家庭裁判所が行う教育的措置について取り上げてまいりましたが、今回は、昔と最近の少年非行の違いなどを際立たせながら、家庭裁判所が行っている様々な教育的措置について、皆様の御意見を伺いたいと思っております。

#### 2 少年審判手続の概要と東京家裁における少年事件の動向について

（説明者）

家庭裁判所では、非行を行った少年について調査を行い、審判手続において、少年に対する処遇を決定するのですが、その決定においては、非行を繰り返す傾向があるかという少年の非行性と、資質上、環境上の問題の有無、程度という少年の要保護性の二つの要素を考慮します。

少年事件手続は、事件を受理するところから始まります。多くは、警察で捜

査した上で、検察庁に送致され、検察庁から家庭裁判所に送致されます。また、罰金刑以下の事件は警察から直接送致されますし、児童相談所から家庭裁判所に送致される事件もあります。これには、非行には至っていないものの要保護性が高い少年を対象とするぐ犯と、刑法上処罰されない14歳未満の少年を対象とする触法事件とがあります。

事件の送致は、事件記録の送付という形をとりますが、その際に、少年の身柄も一緒に送られてくる事件があり、この場合には、裁判官が観護措置審問を行い、調査、審判が行われる間、少年を少年鑑別所に送致して、その身柄を拘束するかどうかを決定することになります。少年の身柄を少年鑑別所に送致する手続を観護措置といいます。

家庭裁判所に事件記録だけが送られてきた事件と観護措置をとらなかった事件を、併せて在宅事件といいます。

家庭裁判所は、事件を受理した後、手続上の問題の有無や、少年が非行を行ったと認められるかどうかを判断する法的調査を行います。そして、その後、家庭裁判所調査官が、少年、保護者、利害関係人の行状、経歴、素質、環境などについて、心理学、社会学などの専門的知識に基づいて社会調査を行います。

また、観護措置がとられた事件については、少年鑑別所が少年に対して、行動観察、心身鑑別を行い、少年の処遇に関する意見を付した鑑別結果通知書を作成して家庭裁判所に提出し、調査官は、これも活用して、社会調査を行うこととなります。

調査官が行う社会調査は、少年の非行の原因を明らかにしつつ、少年の要保護性の判断に資する資料を収集し、少年にとって最適な処遇は何かを明らかにすることを目的としています。調査官は、少年、保護者、参考人との面接、学校や被害者に対する照会、更には家庭を訪問するなどして調査を進め、その結果を記載した少年調査票を作成し、裁判官に提出します。

社会調査の結果、審判を開始するのが相当と認められる場合には、審判を行うこととなりますが、調査官による教育的な働き掛けにより、再非行の危険性がないと判断された場合等は、審判を開始することなく事件を終結させる「審判不開始」となることもあります。

審判を開始する場合であっても、調査官の教育的な働き掛けに加え、裁判官による訓戒（注意，指導）により、再非行の危険性がないと判断された場合には、何ら処分を行わないという場合もあります。これを「不処分」といいます。

審判においては、調査、審判の結果に基づいて少年を保護処分に付す場合があります。保護処分には、①保護観察，②児童自立支援施設又は児童養護施設送致，③少年院送致があります。

また、少年に対して、成人の場合と同様の裁判を受けさせるのが相当と判断される場合には、事件を検察官に送致する処分を行う場合もあります。送致を受けた検察官は、地方裁判所に公訴を提起することになります。

なお、審判を開いても、直ちに最終的な処分を決定するのではなく、少年が生活を立て直せるのかどうか、しばらく様子を見るという意味で、調査官に観察させてから最終処分を決めた方がよいと判断されたときには、中間的な処分として、一定期間、試験観察や補導委託に付する場合があります。試験観察が終わると、もう一度審判を開いて最終処分を決めることになります。この試験観察、補導委託には、教育的な措置としての意味合いもあります。

次に、東京家裁における事件の動向について、その概略を説明いたします。

近年の新受件数は、一般保護事件、道路交通事件ともに減少が続いており、平成29年の新受件数は、平成20年、21年当時と比べて半分程度、昭和の終わり頃から平成29年までの30年間では、一般保護事件は約16%まで、道路交通事件については約3%にまで減っています。少子化が原因のように思われるかもしれませんが、少年人口の減少幅を超える事件数の大幅な

減少が続いていることから、少子化だけに原因を見いだすことは困難かと思われる。

また、治安対策が功を奏したことにより犯罪自体が減少しているということも考えられますが、少年事件については、犯罪全体の減少幅より大きく減少しています。

非行別では、昭和62年と平成14年とを比べると、全体の件数が約半分となる中で、窃盗の件数が約3分の1となっているほか、遺失物等横領（多くは放置自転車の領得）の激減、毒物・劇物取締法違反の大幅な減少が目につきます。平成14年と平成29年の比較では、窃盗及び横領の減少が全体の事件数の減少の大きな要因となっています。一方、わいせつと詐欺は、事件数が増加しています。詐欺の事件数増加は、いわゆる「オレオレ詐欺」といった特殊詐欺が急激に増加しているためと考えられます。強盗、強盗致死及び恐喝が大きく減少していることをも考え合わせると、少年にとって金銭を得る手段が、手荒な態様の恐喝、強盗から、穏やかな態様の詐欺へとシフトしているのではないかと考えられます。

また、二輪を含む自動車による過失致死傷事件は大きく減少していて、自転車運転中の事故が大部分を占めている過失致死傷の件数は、かつては年間1,2件しかなかったものが、昨年は200件を超えています。

ぐ犯は大きく減少しています。

男女別では、特に女子の減少割合が大きくなっています。女子の非行として、かつて比率が高かったものとして、窃盗、横領、毒物及び劇物取締法違反、ぐ犯がありました。これに対して、平成29年には、比率の上で、窃盗は若干増加し、横領は若干減少しています。また、ぐ犯は大幅に減少し、毒物・劇物が姿を消し、更に覚せい剤も減少しています。

一方、男子は、かつては窃盗、横領、傷害・暴行のほかは、毒物・劇物、恐喝、集団で暴行を加える場合などの暴力行為等処罰法違反が目立っていました。

たが、平成29年には、毒物・劇物は姿を消し、恐喝と暴力行為等処罰法違反が大きく減少し、他方で詐欺は大きく増加しています。

非行時の年齢層別のデータによると、占有比率で特に年少少年（14歳及び15歳）が著しく減少し、逆に年長少年（18歳及び19歳）は著しく増加しています。昭和62年当時、年少少年では窃盗の占有比率が特に高かったのに対し、年長少年では、さほどではなかったといえます。この傾向は平成29年も変わっていません。遺失物横領は、昭和62年当時は、年長少年において占有比率が高かったのに対し、平成29年には中間少年（16歳及び17歳）と同程度まで減少しています。恐喝は、全年代で減少している中で、特に年少少年の落ち込みが大きいといえます。中学生が、いわゆるカツアゲをしなくなったように思われます。

詐欺の増加は、年少少年ではさほど見られず、特に年長少年において顕著です。これは、特殊詐欺の受け子が、息子の同僚や弁護士事務所の事務員などを名乗る必要上、余りに若い年齢層には向かないためと思われます。

各年齢層とも、傷害・暴行は、実数では減少していますが、占有比率は比較的高いということが出来ます。暴力行為等処罰法違反も各年齢層とも大きく減少しており、集団で暴行を加えるという類型が多くを占めることから、少年たちの行動パターンの変化を示すものといってもよいと思われます。

他方、わいせつは、実数、占有比率とも増加していますが、特に年少少年の増加率が大きいことが分かります。これは、判断能力の不十分さから、SNS等に自己の性器写真を載せるような事件が増加しているものと思われま

す。ぐ犯が実数、占有比率ともに著しく減少している点は、各年齢層に共通しています。

### 3 家庭裁判所調査官が感じる最近の少年非行の特徴について

（説明者）

まず、減少傾向にあるものとして、仲間と一緒に起こす事件が減っているということがあります。東京家裁の終局決定を受けた少年でみますと、平成12年、13年頃までは、共犯ありの割合は50%前後ありましたが、その後、緩やかに減少し、平成27年頃からは急激に減っています。これまで、少年非行は、共犯事件が多いことが大きな特徴だと言われてきました。警察庁などの統計を見ると、今でも少年が起こした事件に占める共犯事件の割合は、成人の事件に比べるとまだ高いのですが、仲間と一緒に事件を起こすということが少なくなっているようです。ここから読み取れるのは、人間関係が変化し、上下関係や拘束のある付き合いを嫌い、群れることはあっても、凝集性は低いということだと思われま

す。また、不良グループや暴走族を余り見なくなったということが挙げられます。暴走族に所属している少年の数は、昭和の終わり頃から一貫して減少しています。一方、暴走族グループの数は、昭和の終わりから平成14年頃までは増えていて、その後、急激に減少しています。構成員数は減っているのに、グループ数が増えるということは、グループ当たりの人数が減って集団が小さくなっているということを意味します。最近では、構成員数、グループ数共に減る一方です。少年たちの人間関係や、意識や行動が変わって、以前は少年非行の特徴だった不良グループや、大人や既成の価値観に反抗するといった不良文化が衰退したことが、集団による粗暴非行や暴走族による交通非行が減少した背景にあると感じています。

他方、増加傾向にあるものとしては、他人とのコミュニケーションが苦手な少年がインターネットを利用して起こす非行、特に性非行があります。

また、幼少時に虐待を受けた経験があったり、保護者の監護能力が弱くて、家庭が機能していなかったりする等、複雑で根深い問題を抱えて、社会的な受け皿も見つからないような少年が起こす非行も、数こそ多くはないものの目立つようになってきています。

#### 4 意見交換

(委員)

今御説明いただいたことと共通しているのですが、まず第一に、少年院の収容人員が、10年前と比べても大体半分に減ってきております。また、女子の在院者も10年前と比べ、大体3分の1ぐらいになっています。

医療少年院についてですが、平成9年ぐらいまでは身体疾患の少年が多く収容されていましたが、精神疾患の少年が増えてきています。自閉症スペクトラム障害、LDやADHD等、いわゆる発達障害系の少年です。また、虐待症候群といった病名がつく少年も増えていきます。現状としては、精神疾患が7、身体疾患が3ぐらいの比率です。

(委員)

薬物非行の動向、ぐ犯とは何か、薬物とぐ犯の関係の3点について伺いたいと思います。

(説明者)

まず、薬物関係の動向に関しましては、かつては女子非行の中で、覚せい剤の割合がそれなりに占めていたように思いますが、最近では、どんどん減少傾向にあります。また、シンナーを吸入する少年は、近時全く見かけなくなりました。むしろ、昔シンナーを吸っていた50歳代前後の人が、シンナーをやめられずに、刑事事件で散見されるという状況があります。

それから、最近、大麻の事件が目立ってきている感じがします。音楽との関係で興味を持ったり、たばこと比べて依存性が少ないといった話を鵜呑みにして使うケースが増えているように思います。

次に、ぐ犯とは何かという点です。法律上では、類型分けがなされております。①保護者の正当な監督に服さない、②正当な理由がなく家庭に寄りつかない、③犯罪性のある人や不道徳な人と交際したり、いかがわしい場所に入ったりする、④自己又は他人の特性を害する行為をする傾向がある。こ

の4つの類型の少なくとも一つに当てはまる少年で、そのまま放っておいては、将来、具体的に特定の罪を犯すおそれがあると認められる場合には、犯罪少年の場合と同様に調査・審判を行い、保護処分に付すことがあります。

(委員)

少年の年齢別に、年少、中間、年長という分け方があることさえ、私は存じませんでした。犯罪に走る割合は、30年前は年少少年が多かったということに驚く一方、今はそれが逆転しているということも非常に興味深く拝見していました。特殊詐欺の受け子などという御説明もありましたが、そのあたりの変遷についての分析、何か目につくような要因があるかをお伺いしたいと思います。

(説明者)

年少少年の保護事件が減少している要因について、はっきりと分析はできておりません。私個人の実感に過ぎませんが、先ほど申し上げたとおり、少年たちの人間関係や、意識や行動が変わって、以前は少年非行の特徴だった不良グループや、大人や既成の価値観に反抗するといった不良文化が衰退したことが、中学生年代の非行が減少した背景にあるのかも知れません。また、特殊詐欺が顕著に増加する中で、成人とつながりやすい年長少年の割合が増加傾向にあるのかも知れません。

(委員)

まず、昭和62年と現在とで、わいせつ行為がどう変化してきているのか。また、男女別の割合はどうか。さらに、現在の女子によるわいせつ行為は、どのような内容があるのかについて教えていただけたらと思います。

(説明者)

昭和62年では、女子のわいせつは全くなかったのですが、全体の非行の数が減っているにもかかわらず、平成29年には6人と若干出てきています。

内容面では、わいせつ物頒布とか、卑猥な写真の販売などというのは、男

女問わず少年ではまれであったと思いますので、対人的な接触行為を伴うわいせつがほとんどだったと思います。その中でも、女子が絡む可能性があるとなれば、男子と一緒に、特定の女子に対して、嫌がらせ目的の性非行を行うというケースが考えられるのかなと思っております。

現在でも、対人的なわいせつ事件数は一定程度ありますが、従前なかったものとして、ネット環境を通じて触発されて、援助交際を求めるような書き込みをした上で、自分の性器写真を掲載するというケースや女の子に対して、自撮りをさせて、それを送らせるというタイプの事件が目立ってきているのが実感です。

## 5 家庭裁判所が行う教育的措置について

(説明者)

最初に、家庭裁判所が行う教育的措置の概要を御説明してから、実際にどのような働き掛けを行っているのか、架空の事例を参考にしながら、御紹介します。

家庭裁判所は、少年審判手続の中で、少年の再非行防止に向けて、少年、保護者への教育的な働き掛けを行っています。これを教育的措置と呼んでいます。教育的措置には、裁判官が少年審判の中で直接、少年や保護者に働き掛けるものもありますが、多くの場合は、調査官による社会調査の中で行われています。

少年の問題点を見極めて適切な処遇選択を行うために、一定期間、観察や働き掛けが必要だと判断した場合には、試験観察決定を行い、少年を一定期間、調査官の観察指導に付すことがあります。この過程においても、付添人や少年の補導に協力してくださる民間の方など、様々な方の協力を得て、少年の更生に向けた働き掛けを行っています。

例えば、少年や保護者に対する助言や指導、改善した部分の確認や支持、再非行防止に向けた知識付与や課題付与、被害者の視点の付与、アンガーマネ

ジメントやサイクル図といった認知行動療法の知見を活用した指導，心理テストを活用した自己理解を深めさせる指導などを行っています。これらは，少年一人一人の問題に合わせて，いわばオーダーメイドで行うものです。

多くの少年に共通して見られる問題に関しては，プログラム化した教育的措置を用意しています。例えば，「万引き被害を考える教室」というプログラムでは，万引きの被害を軽く考えていた少年を対象に，被害の実態を認識させ，被害を軽視する考えの誤りに気付かせます。

(説明者)

性非行，例えば自分の性器の写真をSNSに繰り返し投稿して検挙されたような少年であれば，次のような働き掛けを行うことが考えられます。まず，指導の一環として法律の条文や法定刑の程度，規制の趣旨等の知識付与を行います。軽い気持ちで行っていた場合，まずは非行の重みを知ってもらうことが重要です。インターネットに対する危険性への認識が薄い場合には，一度投稿したものは際限なく拡散し，将来的に自分を傷つける可能性があることなどを説明します。自己理解を深めさせるために，心理テストを行い，少年や保護者にテストの結果をフィードバックすることもあります。

調査や各種働き掛けの結果，性非行の背景に何らかのストレスがあることが分かったとします。しかし，それが分かっただけでは，再非行は防止できません。ストレスへの対処法が分からなければ，同じ失敗を繰り返してしまいます。このような場合，性非行へと至る少年の認知や行動を順に追っていくと，ストレス状況の発生から性非行の実行まで，ある種の悪循環が生じていることが分かります。この悪循環を図の形で表したものをサイクル図と呼んでいますが，これを少年と共に作成することで，性非行をしたくなるまでの認知や行動のパターンを自覚させ，改善点，つまりパターンから外す方法を理解させる指導を行います。

これは性非行に限りませんが、自分に自信がなく、投げやりな気分で非行を繰り返すような少年については、地域美化活動に参加させることもあります。地域美化活動とは、道路、公園、海岸等を清掃する体験を通じて、達成感を味わってもらうことのほか、社会の一員としての自覚を深めさせることで更生意欲を高め、再非行防止を図ろうとするものです。

地域美化活動の運営には、家庭裁判所の教育的措置に協力していただいている東京少年友の会や、同会の会員である学生ボランティアが関わっています。大学生と一緒に活動することを通じて、少年に自分の近い将来のイメージを持たせることも期待できます。さらに、保護者と一緒に参加させることによって、親子の交流を促進することもできます。

少年の指導に悩み、自信を失いかけている保護者には、保護者の会に参加してもらうことがあります。保護者の会は、少年に非行を繰り返させないための親の役割について話し合う機会を設け、保護者としての責任や自覚を高めることを目的としています。保護者にとっては、子育ての悩みを共有したり、日頃の悩みや体験を語ったり、子育てに関する具体的な知識を得ることによって、孤独感が和らいだり、自信や意欲を取り戻したりして、保護者として子供と向き合う責任を再確認できるようになるという効果があります。

(説明者)

対人関係の困難さがより深刻な場合には、少年友の会や学生ボランティアに継続的に関わっていただき、健全な人間関係を体験することで、対人関係の改善や自己肯定感の向上を図ることがあります。また、医療機関を受診させたほうがよいという場合には、保護者に情報提供した上で、医療機関を紹介することもあります。

(説明者)

幼少時に虐待を受けた経験を持つ少年で、保護者が引き取りを拒否して、生活基盤が整わない場合には、試験観察とした上で、民間の協力者に少年を委

託し、安定した人間関係を経験させながら、問題行動を起こさずに過ごすことができるかどうかを見極めることがあります。これを「補導委託」と言います。

(説明者)

補導委託について補足します。

補導委託は、試験観察の方法の一つで、民間の協力者に少年の指導をお願いするというもので、大きく分けて二つの方法があります。

一つは、身柄付き補導委託とあって、少年を委託先に居住させて行う方法、もう一つは、在宅で試験観察を行っている間に、社会福祉施設等で短期間のボランティア活動などに参加させる方法です。

当庁では、個人経営の飲食店、建設関係、土木関係の会社、クリーニング店などを経営しておられる方のほか、更生保護施設、自立援助ホーム、宗教団体などに、少年を引き受けていただいています。

## 6 意見交換

(委員)

少年非行の変化とともに、教育的措置の在り方もかなり変わってきていると思います。一般的な傾向として、家裁の教育的措置の在り方がどのように変化しているのか。例えば、補導委託も、補導委託先が変わっているのかとか。また、精神疾患が疑われる少年に対しての教育的措置として、何か注意していることがあるのかについてお聞かせいただければと思います。

(説明者)

家庭裁判所では、少年の問題性に応じた、より効果的な各種プログラムの整理・体系化を進めています。

補導委託先には、それほど変化はありません。少年の特性に応じた指導ができるように、調査官が面会に通うなどして補導委託先との連携を図っています。

精神疾患のある少年の場合については、東京家庭裁判所には精神科の医師が常駐していますので、医師と相談しながら行っていくことになります。

(委員)

弁護士である付添人は、家裁とどのように関係しているのでしょうか。例えば、嘱託や委託で依頼しているとか、お金を払うとか、どのようにお願いしているのかについて伺いたいと思います。

(説明者)

弁護士付添人は、裁判所が行う少年事件の協力者という立場ですが、有料でつけるのが原則的な形態です。近時は国選付添人として、一定以上の事件については、国で費用を賄って付添人になってもらうというパターンもあります。また、裁判所が国選付添人不要と判断した場合でも、一定の条件の下で、援助付添人として、弁護士会が費用を負担して、付添人になるという場合もあります。

(委員)

かつては付添人もかなり担当しておりました。弁護士が会いに行くと、こんなことしたのかと思うくらいに少年らしい顔をして、泣きじゃくって、家族のことを話したりする姿をたくさん見て、成人とは違う少年事件の特殊性、付添人としてのやりがいもかなり感じました。

(委員長)

付添人の活動としては、少年手続の中で、権利保障という観点から、例えば、非行事実について否認している場合などにしっかり対応していただく側面もございます。その上で、協力者としてサポートしていただくというわけです。

(委員)

近年、小・中学生のネット依存がかなり話題になっており、インターネット絡みの犯罪なども増えてきていると思うのですが、親がスマホをコントロールできる機能が少ないのが現状で、子供がスマホを持つときに厳しくコント

ロールできるような機能がないと、子供がスマホから自由に危ない世界に入り込んでいくのではないかなと思うんですね。

補導委託先でも、スマホが友達となってしまうと、委託先の家族の方ともあまりお話できないことになりかねないと思いますので、何か強制的にコントロールできるようなものを開発する必要があるのかなと思います。

(説明者)

補導委託をする場合には、少年にはスマホを持たせないという運用をしています。少年は、最初は大変困るようですが、だんだん慣れていくところもあるようで、最終の審判で、それがつらかったという声は、めったに聞くことはありません。

(委員長)

家庭裁判所だけでやるわけにはいかない、まさに社会全体の課題でしょう。通勤のときに、誰もがスマホを見ているという状況ですから、少年だけに、これをこうしろと言わせるのは難しい状況はあろうかと思います。そういう意味では、スマホがあることを前提として、どうしていったらいいかを考えなければならない時代ですね。

家庭裁判所としては、補導委託先を更に開拓したいという思いなのですが、いかがですか。

(説明者)

家庭裁判所も、新しい補導委託先を開拓するように、いろいろ試みてはいるところですが、なかなか難しいというのが現状です。

特に16歳、17歳といった比較的年齢の低い層の少年が、仕事をしながら指導を受けられるというところや、あるいは、女子少年を預かっていただけるところが、現状かなり不足しております。委員の皆様方には、是非御紹介いただければ、大変うれしく思います。

(委員)

特に、医療少年院からの仮退院後の帰住先となりますと、かなり抵抗感を持たれてしまいます。ただ、何もしないで出すというわけにはいきませんので、あらゆる手を使って、例えば、精神疾患がひどい場合には入院させたり、本人が仮退院すら拒否するケースでは、元付添人をお願いして、福祉につないでもらったり、帰住調整がしんどいというのも全く同じで、わらにもすすがるような気持ちでやっているところです。

(委員)

受託者のメリットが具体的にある程度分かっていないと、広げることが難しいのではないのでしょうか。

(説明者)

少年が成長していく過程を真近で見ることができる点にやりがいを感じてくださる方が多いようです。

(委員)

受託者が、少年を労働力として使って構わないのですか。

(説明者)

職業補導委託先では、委託先で働きながら様々なことを学ぶことになりませんが、まだまだ未熟な少年ですから、教わることの方が多く、労働力としてお役に立てることは少ないと思います。それでも、受託者の中には、将来的なメリットを感じてくださっている方もいます。少年が仕事を覚え、補導委託が終わった後に別の少年の指導役を担うような好循環が生じるケースもあるためです。

(委員)

当然、委託先をお調べになりますよね。どういう条件を満たした場合はいいとか、そういう具体的なものはありますか。

(委員長)

通常の場合は、1回、現実に委託をさせていただいて、その実績を見てとい

うところが多いかと思えます。補導委託をする場合に、まず、調査官がコンタクトをとって、お話を伺って、委託費用の問題など、いろいろなことを御説明いたします。その上で、お受けいただけるということで、現実に委託をする。その上で、家庭裁判所で、委託先の登録をさせていただくという手続となります。

(説明者)

委託先となるために特別な資格は必要ありませんが、少年を預かって、生活全般についての指導をしていただくこととなりますので、適当な環境や設備を整えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮いただいています。

## 第6 次回予定

平成30年7月18日(水) 午後3時30分